

※本Q&Aの内容は、令和7年4月1日以降に適用となります。

改正後の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (令和7年4月1日施行)に係るQ&A

令和6年12月27日作成

No	分類	質問	回答
1 法制度			
1	CW法と各種法律・制度	クリーンウッド法と「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」はどのような関係か。	林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」は、公共調達における環境物品の調達を定めたグリーン購入法に対応するためのもので、業界団体の自主的な取組です。同ガイドラインでは、業界団体による合法木材供給事業者認定及び認定事業者による合法木材証明の発行について定められています。これらはクリーンウッド法とは別の制度ですが、木材の合法性確認等において両制度で共通する部分も多いことから、クリーンウッド法の合法性確認において、同ガイドラインに基づく団体認定による木材に対する証明（大臣から者の指定を受けたもののみ）を活用できることとしています。
2	CW法と各種法律・制度	クリーンウッド法は森林認証制度のように持続可能性や生物多様性、人権等も合法性確認の要件としているのか。	クリーンウッド法は伐採における合法性の確認を行うものであり、伐採が行われた森林の持続可能性や生物多様性等の確認を求めるものではありません。例えば、持続可能な林業でなければ合法的に伐採できないような制度を持っている国や地域であれば、合法的に伐採された木材は持続性も担保されていると考えられます。このように、クリーンウッド法に基づく合法性確認木材等が必ず持続可能性を有するかどうかは、それぞれの伐採地の制度によります。なお取引先の持続可能性等に関する取組状況については、原材料情報に加え合法性確認に用いるその他関連情報としてや、事業者の選定に用いる情報として活用可能と考えられます。
3	定義	クリーンウッド法における「譲渡し」とは何を指すのか。物品の物理的な受け渡しを指すのか、一般的な商習慣の支払いをもって所有権移転をなされたタイミングを指すのか、あるいはその他のタイミングなのか。	基本的には、取引にかかる材を取得したことをもって、譲受けが完了したと判断します。なお、譲渡しの受託についても改正法の義務の対象となるため、必ずしも所有権の移転が譲受け完了の判断基準という訳ではないことに留意が必要です。より具体的には、譲り受けた材について、次の事業者に譲り渡すための処分を行う決断をしたタイミングが譲受け完了の判断基準の1つとなります。輸入材については、通関のタイミングも分かりやすい指標と考えられます。現地港で所有権が変わるのであればそのタイミングや、又は通関のタイミングで考えていただいても構いません。なお、クリーンウッド法における「譲渡し」は、有償・無償を問いません。
4	定義	「合法性確認木材等」と「合法伐採木材等」の違いは何か。改正法施行後、流通する木材はどちらになるのか。	「合法伐採木材等」は我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるものをいいます。「合法性確認木材等」とは、法第6条第1項に規定する第1種事業者が行う合法性の確認により、違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認された木材等のことを指します。クリーンウッド法においては、法第6条に基づき木材関連事業者によって合法性確認が行われた「合法性確認木材等」、「合法性確認木材等でない木材等」、「合法性確認木材等と合法性確認木材等でない木材等で構成された木材等」が流通します。
5	定義	法第5条「事業者は、木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。」の「事業者」とは具体的にどのような事業者を指すのか。	木材関連事業者を含む木材等を利用するあらゆる事業者を指します。木材等を自らの事業で取り扱う者であり、具体的には以下の3つのパターンが含まれると整理できます。 ①木材等を譲り受けて木材等を譲り渡す事業者（木材関連事業者） ②木材等を譲り受けて、木材等以外のものに加工し譲り渡す事業者（木材を購入しおもちゃ等の法対象外物品を製造し譲り渡す場合など） ③木材等を譲り受けて、自らの事業に使用する事業者（ホテルが家具等の法対象物品を購入し、客室で使う場合など）
6	義務等の対象	登録木材関連事業者でなくても法律の義務・努力義務は適用されるのか。	登録の有無に関わらず、全ての木材関連事業者は法律が定める義務事項、努力義務事項に則った対応を行うこととなります。なお登録木材関連事業者となるかは任意です。
7	義務等の対象	原木を輸出する場合はクリーンウッド法の対象外となるのか。	輸出に関しても法の義務・努力義務の対象となります。第1種事業者として輸出する場合、情報の伝達以外（原材料情報収集、合法性確認、記録保存）は義務、情報伝達は努力義務となります。第2種事業者として輸出する際は情報の受領、記録保存、情報伝達が努力義務となります。

No	分類	質問	回答
8	義務等の対象	森林外の樹木（屋敷林や街路樹等）についてもクリーンウッド法の対象か。	<p>国産材の場合、森林外の樹木はクリーンウッド法対象外のため合法性確認等の義務は生じません。ただし法の対象外の木材を合法性確認木材等と混ぜて譲り渡す場合は、事業者の利便性の観点から、クリーンウッド法に準ずる方法で合法性の確認ができた場合（この場合は伐採届等の原材料情報となる証明書が収集できないので、“その他関連情報”として所有者からの聞き取りや独自証明等を踏まえて合法性を確認するなど）、全体を合法性確認木材等として取り扱うことは差し支えありません。</p> <p>輸入材の場合、森林外の樹木においてもクリーンウッド法の対象となります。</p>

2 木材関連事業者

9	定義	クリーンウッド法における木材関連事業者とは。	<p>この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の譲受けと譲渡しの両方を行う事業者が該当し、次に掲げる事業を行う者をいいます。単に木材等の輸送や買加工を行う事業者は木材関連事業者に該当しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売を除く。）をする事業 2 素材生産販売事業者から委託を受けて素材の販売をする事業 3 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 4 FIT/FIP認定を受けて行う発電事業：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第五項に規定する認定事業者が行う木質バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）のうち木に由来するものをいう。）を変換して得られる電気を電気事業者（同条第四項に規定する電気事業者をいう。）に供給する事業 5 木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
10	定義	木材関連事業者に該当する建築・建設事業者とは。	<p>木材関連事業者に該当する建築・建設事業者とは、木材等を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業を行う者を指します。単に設計を行うだけで木材等の売買等に直接関わらない設計業者や、下請けの工務店が木材調達を行い自らは木材調達に関与しない元請けの建築業者等は木材関連事業者に該当しません。</p>
11	定義	木材関連事業者に該当する「木質バイオマスを用いて発電した電気を電気事業者に供給する事業」とは。	<p>木材関連事業者に該当するバイオマス発電事業者とは、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定事業者が行う木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業を指します（いわゆる、FIT/FIP認定を受けて行う発電事業です。）。従って自家発電のみやバイオマスボイラーによる熱利用のみを行う者は含まれません。</p>
12	定義	第1種木材関連事業者と第2種木材関連事業者とは。	<p>木材関連事業者は第1種と第2種に区別されます。</p> <p>（1）第1種木材関連事業者（以下、「第1種事業者」） 素材生産販売事業者や海外の輸出事業者から木材等を譲り受ける等、国内市場に最初に木材等を持ち込む者</p> <p>（2）第2種木材関連事業者（以下、「第2種事業者」） 第1種木材関連事業以外の事業を行う木材関連事業者</p>
13	定義	法第6条の義務の対象となる木材関連事業者とは、改正前の「第1種事業を行う者」と一致するのか。	<p>法第6条の義務の対象となる木材関連事業者が第1種事業者ですが、見直しにより第1種事業者の範囲が広がることから、改正前の「第1種事業を行う者」とは一致しません。具体的には、改正前は丸太の販売の受託を行う第1種事業としては市場のみを規定していましたが、改正後の法第6条においては市場に限定していません。よって市場以外で販売受託を行う木材関連事業者は、改正前は第2種事業者扱いでしたが改正後は第1種事業者となります。</p>
14	定義	「木材等」の物流と商流に関わる事業者が異なる場合には、どちらが木材関連事業者に該当するのか。	<p>基本的に商流上に介在する木材等を取り扱う事業者が木材関連事業者に該当します。物理的に手元に木材等が来るかどうかではなく、木材等の譲渡しの決定に直接関わることがポイントになります。また、商流を担わない場合においても、輸入代行を行う事業者や木材等の譲渡しの受託を行う事業者は木材関連事業者に該当します。</p>
15	定義	法対象物品を譲り受けて対象物品でないものを製造する場合、木材関連事業者に該当するのか。	<p>法対象物品（木材等）でないものを製造する者は木材関連事業者には該当せず、義務・努力義務の対象にもなりません。</p>

No	分類	質問	回答
16	定義	木材等を自家消費する事業者は木材関連事業者に含まれるのか。	自家消費（製造した木製家具を事務所で使用するなど、事業において木材等を使用・利用する場合）については譲渡しを行わないため、原則として木材関連事業者に該当しません。 ただし、木材等の譲渡しを行わない事業であっても、木材を使用する建築・建設事業、FIT/FIPの認定を受けて行う発電事業については木材関連事業者に該当します。
17	第1種・第2種の区分	改正前のクリーンウッド法では、木材関連事業者の中で、①調達部門と②加工・販売部門が一連の事業（工程）となっているような場合は、①を第1種事業、②を第2種事業と整理し、調達部門（第1種）が販売部門（第2種）に情報伝達を行うこととなっていたが、改正後も同様の考え方か。	改正後のクリーンウッド法では、合法性の確認を行った木材等について他の木材関連事業者へ譲り渡す際に情報伝達を行うと規定しています。従来のように事業者の内部で第1種部門が第2種部門に伝達を行うという概念がないため、調達から販売までの一連の事業を第1種事業と整理し、販売部門から他の木材関連事業者に木材等の譲渡しを行う場合に、法第8条の情報伝達義務を履行することとなります。 なお、法人格が別の親会社と子会社やグループ企業のような場合には、クリーンウッド法上別の木材関連事業者として整理します。この場合は各社間での木材等の譲渡しの際に、他社（木材関連事業者）に対するのと同じく情報伝達の義務または努力義務が生じます。
18	第1種・第2種の区分	複式市場方式により市場の運営を行っているが、複式市場における問屋と市場のクリーンウッド法上の位置づけはどうか。	素材の譲渡し先は問屋が決定しているものの、素材の譲渡しは荷主（伐採業者等）→問屋→木材市場→買い方（製材工場等）の流れと整理され、市場が買い方から代金を徴収している場合、問屋が第1種事業者、市場が第2種事業者に該当します。
19	第1種・第2種の区分	自ら輸入した木材等と商社等から購入した木材等を用いて家具等を製造している場合、第1種事業者と第2種事業者のどちらに該当するのか。	自ら輸入した木材等については第1種事業者に係る義務等が、商社等から購入した木材等については第2種事業者に係る努力義務がかかります。このように、事業形態によっては一法人の中で第1種事業と第2種事業が併存する場合もあります。
20	素材生産販売事業者と木材関連事業者の区分	樹木の所有者が伐採を行い、素材の加工のみを他者に委託し、加工品を自ら販売する場合、義務の対象はどのようになるのか。	この場合、当該樹木の所有者が加工品の譲渡しを行うため、第1種事業者に該当し、合法性の確認等を行う義務があります（法第6条第1項第3号「自ら所有する樹木を材料として生産した素材の加工」には委託して行う加工も含まれている。）。なお、この際素材生産販売事業者は存在しません。 また加工のみを委託された事業者は譲渡し先や方法の判断をしないため、木材関連事業者に該当しません。
3 素材生産販売事業者			
21	-	法第2条第3項に規定する「素材生産販売事業者」とは何か。素材生産事業者との違いはあるのか。	素材の生産及び流通について譲渡し先や方法を主体的に決定する樹木の所有者（森林所有者）や素材生産事業者等が素材生産販売事業者に該当します。具体的には、自ら伐採及び素材の販売を行う自伐林家や、伐採と素材の販売の両方を受託した素材生産事業者等が該当します。 なお、伐採のみを委託された素材生産事業者等については、譲渡しの判断を行わないため、素材生産販売事業者には該当しません。
4 対象物品			
22	木材等	クリーンウッド法の対象となる「木材等」とは具体的に何を指すのか。	この法律において「木材等」とは、木材（素材を含み、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則」で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）を指します。具体的には以下のとおりです。 【木材】 ①素材（丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む）、②板材、角材及び円柱材（化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたものを含む）、③単板、突き板及び構造用パネル（OSB）、④②③又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの（合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等。DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む）、⑤のこくず・木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない）、チップ及び小片端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む ※プレカット材も含みます 【木材等（家具・紙等の物品）】 ①椅子、机、棚、収納用じゅうろ器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの、②木材パルプ、③コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレペーパーのうち、木材パルプを使用したもの、④フローリングのうち、基材に木材を使用したもの、⑤木質系セメント板、⑥サイディングボードのうち、木材を使用したもの、⑦戸（主たる部材に木材を使用したものに限る。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限る。）、⑧①～⑦の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの

No	分類	質問	回答
23	一度使用され収集されたもの等	法第2条第2項「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く」とは具体的に何を指すか。	<p>【一度使用され収集されたもの】 消費者等によって、当該木材等を生産した者が本来意図した用途に使用されたもの一般であって、譲渡しや別の用途に使用するために収集されたもの。いわゆるリユース品。</p> <p>【使用されずに収集されたもの】 当該木材等を生産した者が本来意図した用途には一度も使用されないまま、譲渡しや別の用途に使用するために、収集という客観的に把握しうる行為の対象となったもの。具体的には、破損在庫、不良品、余剰在庫、意図した目的のために使用されずに販売中止になったもの等の、いわゆるプレコンシューマー原材料や、新品のまま廃品回収されたもの。</p> <p>【廃棄されたもの】 当該木材等を生産した者が本来意図した用途に使用された後、廃棄物処理の手続きを踏む等、明確に廃棄のプロセスを経たもの。いわゆるリサイクル品。</p>
24	特用林産物	特用林産物関係で対象物品となるのは何か。	植菌前のきのこ原木、菌床用おが粉、薪炭生産用の原木は対象物品としての「木材」に該当します。 一方、植菌後のほだ木、菌床、木炭、薪、竹は対象外物品となります。
25	紙	コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙又は塗工されている印刷用紙に印刷を行ったものは、「家具、紙等の物品」に該当するののか。	印刷を行った紙は「紙、家具等の物品」に該当しません。
26	家具	家具について、主たる部材とは何か。	<p>主たる部材にわずかでも木材を使用している場合はクリーンウッド法の対象となります。</p> <p>椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したものが対象となります。</p> <p>詳細は経済産業省『「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン』（令和6年6月28日）（以下、「家具・紙等のガイドライン」という。）もご確認下さい。</p> <p>家具・紙等のガイドライン https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/pdf/guideline.pdf</p>
27	家具	家具について、主たる部材にわずかでも木材が使用されていればクリーンウッド法の対象となるのか。	<p>主たる部材にわずかでも木材を使用している場合はクリーンウッド法の対象となります。</p> <p>椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したものが対象となります。</p> <p>詳細はQ26に記載の家具・紙等のガイドラインもご確認下さい。</p>
28	フローリング	フローリングについては、「基材に木材を使用したもの」と規定されているが、基材に少しでも木材を使用していれば対象となるのか。	基材に少しでも木材を使用していれば対象になります。なお、ここでいう「木材」とは、「丸太」、「ひき板及び角材」、「単板及び突き板」、「合板、単板積層材及び集成材」及び「木質ペレット、チップ及び小片」が該当します。なお、繊維板やパーティクルボードは、「木材」に該当しません。
29	木材等	いわゆる耳付き材、太鼓材、DLT、NLTは対象物品に該当するののか。	該当します。具体的な考え方は以下のとおりです。 基本方針一の2（2）の「板材、角材及び円柱材」については、皮をはいであるか否かを問わず、また、粗く角にしたものも含まれますので、いわゆる耳付き材及び太鼓材は当該項目に該当します。 また、同（4）の「（2）、（3）、又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの」については、接着剤による接合だけでなく、ダボやクギを用いて接合されたものも含まれます。したがって、DLTやNLTは当該項目に該当します。
30	対象外物品	MDFやパーティクルボードは対象物品に該当するののか。	MDFやパーティクルボードは対象物品ではありません。
31	対象外物品	輸送用木箱や梱包材、パレットは対象物品に該当するののか。	輸送用木箱や梱包材、パレットは対象物品ではありません。
32	林地残材・端材等	改正法で対象物品に追加された、端材、枝葉、背板、のこくず及びこれらを由来とするチップ・ペレットには、プレカット端材やパーク（樹皮）も含まれるか。	改正法の下では、譲渡す目的で収集した枝葉等の林地残材や製材等残材に加え、これらを原料とするチップや木質ペレットも対象物品となります。プレカット端材やパークは、林地残材や製材等残材として改正法の対象物品に該当します。

5 原材料情報

No	分類	質問	回答
33	定義	第1種事業者が収集すべき原材料情報とは何か。	<p>義務として収集すべき情報（原材料情報）は、樹種、伐採地域、証明書の3つです。</p> <p>1. 樹種：取引において通常用いている名称 ① 国産材：伐採造林届出書に記載されている樹種等 ② 輸入材：ペイマツ、ユーカリ等 ※取引先に提供を求めず、自ら樹種の特定を行うことにより、樹種情報を収集することも可能</p> <p>2. 伐採地域 (1) 国産材：①から③のいずれか。①国産 ②都道府県 ③市町村 など (2) 輸入材：国名（「台湾」等の地域名は可、「アジア」といった国の範囲を超える地域名は不可）</p> <p>3. 証明書（下記以外で活用可能な書類はクリーンウッド・ナビをご確認ください。） (1) 国産材：①伐採造林届出書 ②森林経営計画認定書 ③保安林における許可書・届出書 ④国有林における林産物売買契約書 ⑤伐採造林届出書に係る適合通知書 ⑥森林認証制度による木材に対する証明（SGEC、FSC等）※⑦木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認定による木材に対する証明※ など (2) 輸入材：①各国が発行する証明書②森林認証制度による木材に対する証明（PEFC、FSC等）※③木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明※ など</p> <p>※ 大臣から指定を受けた者による制度であることが必要です。</p>
34	樹種・伐採地域	原材料情報の樹種、伐採地域は具体的にどこまで詳しい情報を収集すればよいのか。	<p>樹種については「取引において通常用いている名称」としており、これは商慣習上用いられている名称であって、客観的に樹種の絞り込みが可能な名称のことであり、国産材であれば、伐採造林届出書への記載が目安となりますが、個別の取引の事情に応じて、学名等、より範囲が狭い名称を個別の取引において使っている場合は、当該名称を使います。</p> <p>伐採地域は原則「伐採国」となります。国産材についてはさらに都道府県や市町村まで収集の対象とすることもできます。輸入材についても原産国名を1つに特定されることを基本とします。やむを得ず複数国とすることが許容されますが、「アジア地域」「アメリカ大陸」といったものは許容されません。</p>
35	証明書	伐採造林届出書など地方公共団体へ提出される書類を原材料情報の証明書として使用する場合について、地方公共団体による收受印は必要か。	<p>收受印の有無に関わらず、原材料情報の証明書として活用いただけます。これは、伐採造林届出書等の提出については森林法で義務付けられていますが、提出を受けた際の收受印の押捺については地方公共団体により取扱いが異なるためです。</p> <p>なお、クリーンウッド法においては、第1種事業者は、収集した証明書が真正なものであるかどうかも含めて合法性確認を実施することとなります。伐採造林届出書等については地方公共団体へ提出した書類の写しが証明書に該当しますが、素材生産販売事業者が地方公共団体へ提出したものと異なるものの写しを第1種事業者の求めに応じて提供した場合には応諾義務違反に問われる可能性があります。</p>
36	証明書	伐採造林届出書によらない伐採（伐採造林届出制度の対象とされていない保安林での伐採のほか、同制度において伐採造林届出書の提出が不要とされている森林経営計画に基づく伐採、除伐、非常災害に際した緊急伐採、保安施設事業等の実施に伴う伐採等）に由来する木材については、どのような書類が証明書に該当するのか。	<p>伐採造林届出制度の対象とされていない保安林での伐採については保安林伐採許可書等を、伐採造林届出書の提出が不要とされている森林経営計画に基づく伐採や保安施設事業等にかかる伐採等については、それぞれ森林経営計画書の該当箇所の写しや保安施設事業等の請負契約書の写し等をもって、原材料情報の証明書とすることが可能です（「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令」（第1条第1号））。</p> <p>また、除伐や倒木を伐採する場合など、伐採造林届出書の提出が不要とされており、かつ、伐採造林届出書に代わる手続が存在しない場合は、証明書は存在しません。この、素材生産販売事業者が第1種事業者から証明書の提供を求められた場合は、「除伐（倒木）に由来する木材であるため、証明書が存在しません。」というように、証明情報が手続上存在しないことを当該第1種事業者に伝えてください。同様に、伐採造林届出書の提出が不要とされている非常災害に際した緊急伐採の場合、事後に提出することとされている伐採の届出書の写しをもって、原材料情報の証明書とすることが可能です（政令第1条1号）。ただし、事後の届出であることから、素材生産販売事業者が第1種事業者から証明書の提供を求められた時点で届出書が存在しない場合も考えられます。このような場合には、第1種事業者に対し証明情報が存在しないことを伝えて下さい。</p>
37	証明書	政令第1条12号「地方公共団体又は主務大臣が指定する者が、法第六条第二項第二号に規定する届出書の写し若しくは証明書の写し又は前各号に掲げる情報を踏まえ、同条第一項各号に規定する木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて認証したことを示す情報」の「地方公共団体の認証」とは具体的に何を指すか。	<p>伐採造林届出書の提出を受けて市町村長が交付する「適合通知書」及び「確認通知書」並びに都道府県等による地域材証明制度による木材に対する証明（合法性を要件にしている制度に限る）等を指します。</p> <p>クリーンウッド法の原材料情報として活用可能な都道府県等による地域材証明制度による木材に対する証明（合法性を要件にしている制度に限る）については、クリーンウッド・ナビに掲載しています。</p>

No	分類	質問	回答
38	証明書	伐採造林届出書の提出を受けて市町村長が交付する「適合通知書」や「確認通知書」※は、原材料情報の証明書に位置付けられているのか。	位置付けられています。具体的には、政令第1条第12号で規定する「地方公共団体が（中略）違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて認証したことを示す情報」に該当します。 ※ 確認通知書は、伐採後に森林以外の用途に供される（転用される）場合に交付されるもの。
39	証明書	政令第1条第12号「地方公共団体又は主務大臣が指定する者が、法第六条第二項第二号に規定する届出書の写し若しくは証明書の写し又は前各号に掲げる情報を踏まえ、同条第一項各号に規定する木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて認証したことを示す情報」の「主務大臣が指定する者」とは具体的に何を指すのか。	クリーンウッド法の原材料情報として活用可能な下記の証明について、大臣の指定する者を告示（令和6年農林水産省、経済産業省告示第3号）において示しております。 ○木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認定による木材に対する証明 ○森林認証制度による木材に対する証明
40	証明書	森林認証制度は原材料情報の証明書として活用できるのか。	クリーンウッド法に活用可能な森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度であることが必要）として、Q39で触れた告示にFSC、PEFC、SGECを定めています。 なお、これには森林認証制度によるコントロールウッドも含まれます。一方、事業者が当該認定を受けているだけでは、取引される当該木材自体の合法性を担保することにはなりませんので、事業者の認定証ではなく、あくまで当該木材が「森林認証制度による木材である」ことの証明（納品書等）が必要です。
41	証明書	輸入材における原材料情報の証明書はどのようなものがあるか。	原産国または輸出国における、政府機関または政府機関に準ずる機関（州政府等の公的機関、その外郭団体、公的機関による認定団体）が発行した合法性を担保する証明書のほか、以下の書類も活用できます。 ①伐採された樹木の所有権その他権原を有する者であることを証する情報（原産国法令の適用がない場合のみ） ②森林認証制度による木材に対する証明 ※ ③木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明 ※ ※ 大臣から指定を受けた者による制度であることが必要です。
42	証明書	原材料情報の証明書について、複数入手できる場合はどのように対応すればよいのか。	証明書は、最低1つ入手できれば、原材料情報の収集の義務を履行したこととなりますが、リスクに応じた合法性の確認を行うことが重要であることから、複数の証明書を入手できる場合に、信頼性や簡明性を踏まえ、より適当な証明書を活用したり、複数の証明書を収集したりすることが重要です。
43	証明書	民間企業独自の証明書等は合法性確認に使用可能か。	企業の独自証明は、原材料情報としての証明書とはみなせません。ただし合法性の確認は、収集した原材料情報（樹種・伐採地域・証明書）に加え、「その他関連情報」を踏まえて行うことが規定されているので、企業等の独自証明を「その他関連情報」として合法性確認に活用いただくことは差し支えありません。
44	素材生産販売事業者の情報提供義務	素材生産販売事業者には、第1種事業者の求めに応じて合法性の確認に資する情報を提供する義務があるが、具体的には何をすればよいのか。また、どのような場合に応諾義務違反となり罰則等の対象となるのか。	素材生産販売事業者は「合法性の確認に資する情報」として譲り渡す木材の原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）を提供します。なお原材料情報のうち、証明書が複数存在する場合、第1種事業者から複数求められれば応じる必要があります（第1種事業者は少なくとも1つ証明書を収集すれば義務履行）。 なお、原材料情報が不明（樹種が分からない）や不存在（証明書が存在しない）の場合においては、その旨を第1種事業者に伝達すれば応諾義務は履行されたこととなります。また、情報提供は書面や電子メール等第1種事業者に求められた方法で行います。 応諾義務違反となるのは、以下の場合です。 ・合法性の確認に資する情報について第1種事業者からの要求に何も回答しない場合 ・地方公共団体へ提出される書類の写しが証明書に該当する場合（伐採造林届出書等）であって、提出したものと異なるものの写しを第1種事業者からの求めに応じて提供した場合 こうした応諾義務違反については、主務大臣（農林水産省）の指導及び助言、勧告、公表、命令を経ても改善が見られない場合には、罰則に至る可能性があります。罰則についてはQ74もご確認ください。
45	素材生産販売事業者の情報提供義務	法第6条で規定されている原材料情報以外の情報の提供を求められた場合、応じる必要はあるのか。	原材料情報以外の情報提供は任意の協力となります。ただし、第1種事業者が行う合法性確認の判断に大きく影響するような情報（誤伐の発生等）はできるだけ速やかに提供することが望ましいと考えられます。

No	分類	質問	回答
46	素材生産販売事業者の情報提供義務	第1種事業者からの求めがない場合は、合法性の確認に資する情報を提供しなくても、法第9条違反とはならないのか。	木材関連事業者からの求めがない場合は、情報を提供しなくても応諾義務違反とはなりません。
47	素材生産販売事業者の情報提供義務	森林経営計画認定書と森林経営計画書はそれぞれ単独で原材料情報の証明書となるのか。また森林経営計画書は全ページを提供する必要があるのか。	森林経営計画認定書と、森林経営計画書（当該木材の伐採に係る箇所の抜粋）をセットで原材料情報の証明書として活用いただけます。
48	素材生産販売事業者の情報提供義務	証明書の提供にあたり、原材料情報に係る部分以外については黒塗り等してよいのか。	情報提供にあたっては、原材料情報としての価値を損なわない範囲において、黒塗り等をして差し支えありません。例えば、契約条件に関する情報等の、原材料情報に該当しない部分であって、素材生産販売事業者にとって商行為上、不利益になり得る部分などについては、提供する必要はありません（提供を拒否してもよい）。
6 合法性の確認			
49	方法	合法性の確認とはどのように行うのか。	第1種事業者は、原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）及びその他関連情報を踏まえて合法性を判断します。原材料情報が揃えばあれば機械的に「合法性確認木材等」となるわけではありません。逆に原材料情報のいずれかが揃わない場合でも、収集できた情報及びその他関連情報等を踏まえて「合法性確認木材等」と判断する可能性もあります。 なお合法性確認の単位は任意となります。必ずしも個別の譲受け単位（トラック単位、事業者単位など）で行う必要はありません。ただし確認をまとめて行う場合、一部でも合法性確認木材等でない木材があった場合は、当該木材等全体が合法性確認木材等でない木材となることにご留意ください。また、譲渡しを行う前で合法性確認を完了させることも必要です。
50	方法	合法性の確認に使用するその他関連情報とは何か。	収集等した原材料情報が真正なものであるとは限らないことから、関連情報を踏まえることで、合法性の確認の信頼性を高めることが重要です。これには国が提供する情報（国内外の木材等の生産及び流通に関する法令、森林の持続可能な利用に関する法令、貿易等に関する法令など）、取引実績、取引先の合法伐採木材等に関する取組情報（取引相手が受けている事業者認定など）、譲受け等をした木材等の数量、伐採地の違法伐採状況に関する報道や報告書等（人権尊重や持続可能性に関する情報を考慮することも可能）が該当します。
51	方法	原材料情報の証明書が収集できなかった場合、「合法性確認木材等でない」となるのか。	全ての原材料情報が収集できなかったことをもって機械的に「合法性確認木材等でない木材等」となるわけではありません。原材料情報のいずれかが揃わない場合でも、収集できた情報及びその他関連情報等を踏まえて「合法性確認木材等」と判断する可能性もあります。収集できた情報に加え、先述の「その他情報」を踏まえて合法性確認木材等か否かの判断を行ってください。
52	方法	「家具、紙等の物品」について、どのように合法性の確認を行えばよいのか。	取り扱う「家具、紙等の物品」の原材料である木材や木材パルプについて、その原材料である樹木が法令に適合して伐採されたことの確認を行うこととなります。椅子、机、棚などについては主たる部材について合法性の確認を行えばよく、その他部品（ダボなど）については合法性の確認を行う必要はありません。家具に関しては、Q26に記載の家具・紙等のガイドラインもご確認ください。
53	合法性確認木材等ではない木材等	合法性が確認できなかった木材等は流通できなくなるのか。	「合法性確認木材等ではない木材等」として流通させることとなります。クリーンウッド法は流通規制を課すものではなく、合法性の確認とその結果の伝達を通じて合法性が確認された木材等の流通及び利用を促進するものです。合法性の確認ができなかった場合は、次の取引に際し信頼性の高い取引先を選定するなど、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置（努力義務）に取り組んでいただくことで、国内を流通する木材等のうち合法性が確認された木材等の割合を高めていくことを目指しています。

No	分類	質問	回答
54	合法性確認木材等ではない木材等	合法性の確認を行う単位において、合法性の確認ができた木材等と合法性の確認ができない木材等とが混在したものは、合法性の確認ができたものとして取り扱うのか、あるいは、合法性の確認ができないものとして取り扱うのか。	合法性の確認ができた木材等と合法性の確認ができない木材等が混在したものをまとめて合法性確認を行う場合には、「合法性確認木材等でない木材等」として取り扱います。
55	紛争木材	紛争木材の合法性確認に関し特別な措置が必要か。	紛争地からの木材に関しても、その他の産地の木材と同じ方法で合法性の確認が行われることになります。ただし合法性の確認はニュースなどの関連情報も踏まえて行われるべきであるため、紛争地からの木材についてはより慎重に合法性確認がなされるべきと考えられます。
7 記録の作成・保存			
56	方法	第1種事業者が行う「記録の作成・保存」とは何を記録するのか。	記録すべき内容は以下(1)(2)(3)です。 (1) 収集した原材料情報の内容 (例 スギ/宮崎県/伐採造林届出書、ベイマツ/カナダ/FSC) ① 樹種：取引において通常用いている名称(Q33、34を参照) ② 伐採地域：国名。国産は、A.国産、B.都道府県、C.市町村など ③ 証明書等の種類(証明書そのものを保存してもよい) (2) 合法性確認木材等であるか否か (例 合法性確認木材等/合法性確認木材等ではない) (3) 合法性確認の理由：(2)の根拠が分かるように記録 例1 ○○という関連情報を用いて判断した 例2 収集した原材料情報が真正であると判断した 例3 収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した 例4 原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であることを踏まえて判断した
57	方法	原材料情報が収集できなかった場合、どのように記録するのか。	収集行為自体を行ったことが分かるようにしておく必要がありますので、収集を試みたが収集できなかったことを記録します。
8 情報の伝達			
58	方法	第1種事業者から第2種事業者への情報伝達(義務)とは何を伝えるのか。	第1種事業者から伝達すべき情報は以下(1)(2)です。 (1) 原材料情報の記録に関する情報：原材料情報の収集結果に関する情報 ① 原材料情報(樹種、伐採地域、証明書等)をすべて収集できた場合はその旨(例：全ての原材料情報を収集した)※1、※2 ② 収集できなかった原材料情報があった場合はその内容(例：証明書なし) (2) 合法性確認木材等であるか否かの情報(例：合法性確認木材等です/合法性確認木材等ではありません) ※1 収集できた原材料情報の具体的な内容を伝達してもよい(例1：スギ、宮崎県、伐採造林届出書、例2：樹種不明、米国、PEFC) ※2 ①②もしくは※1の情報を伝達すれば、証明書そのものを添付する必要はありません。その一方で、証明書そのものの提供をもって伝達とすることは可能です。
59	方法	情報伝達の方法や様式は決まっているのか。	情報の伝達は以下いずれかの方法で行います。様式は任意です。 ○メール、FAXで送信、クラウドにアップロードし当該URLを伝達、CD-ROM等記録媒体を渡す ○林野庁にて開発中の「流通木材の合法性確認システム」を使用し伝達 ○包装、送り状、納品書等に記載し渡す ※伝達には、①他者が知覚できる、②相手方に届いたことが分かる、要件を満たしている必要があり、ホームページ等に情報を掲載するだけでは不十分です。当該情報が掲載されたHPのURL等を伝票やメールなどに記載し、相手方へ渡していただく必要があります。
60	方法	判断基準省令に情報伝達方法として規定されている「電子情報処理組織を使用する方法」とは具体的にどのようなものを指すのか。	電子メール、企業が整備するシステム、クラウドへのアップロード等の伝達元の電子計算機と伝達先の電子計算機とを電気通信回線で接続したものを指します。

No	分類	質問	回答
61	登録情報	情報伝達の際、法に基づく登録事業者であることや、合法性GLに基づく認定番号等も提供する必要があるのか。	努力義務ですが、法第13条第1項第6号の「合法伐採木材等の利用を確保するために必要な事項」として「木材関連事業者の登録又はその他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する登録、認証若しくは認定を受けている木材関連事業者は、法第十三条第一項第六号の主務省令で定める事項として、木材等について譲渡しをするときは、当該木材関連事業者が受けている登録、認証又は認定に関する情報を、当該譲渡しの相手方に対し提供することとする。」となっておりますので、提供いただくことが望ましいです。なおクリーンウッド法の登録木材関連事業者の登録要件に「登録情報の提供」がありますので、登録木材関連事業者は登録情報を伝達いただく必要があります。
62	登録情報	「その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定」には、どのようなものがあるのか。	森林認証、森林・林業・木材産業関係団体の認定、あるいは、都道府県等による森林、木材等の認証で伐採の合法性確認等を行うものなどがあります。
63	複雑な伝達	「合法性確認木材等」と「合法性確認木材等でない木材等」をまとめて譲り渡す場合や、これらを組み合わせた製品等を譲り渡す場合、合法性確認結果についてはどのように伝達すべきか？	「合法性確認木材等と合法性確認木材等でない木材等を使用しています」もしくは「合法性確認木材等でない木材等が含まれています」と伝達してください。
64	複雑な伝達	第1種事業者として譲り受けた材（1種材）と第2種事業者として譲り受けた材（2種材）を合わせて譲り渡す場合、どのように伝達するのか。	情報伝達について1種材は義務、2種材は努力義務ですが、出荷製品全体に対して行うことが望ましいと考えられます。 ○合法性確認結果について、1種材と2種材の結果に応じて下記のような伝達が考えられます。 〔伝達例〕 1種材（合法性確認木材等）＋2種材（合法性確認木材等）の場合：合法性確認木材等である 1種材（合法性確認木材等）＋2種材（合法性確認木材等でない）場合：合法性確認木材等と合法性確認木材等でない木材等である ○原材料情報の記録に関する情報については、1種材に関してのみ行えばよいので、「第1種として合法性確認を行った木材について原材料情報がいくつ収集できています（原材料情報のうち樹種と証明書は収集できています、等）など、一部ですとすることを明記して伝達してください。 ※クリーンウッド法では第2種事業者が原材料情報の記録に関する情報を伝達する制度とはなっていないため、2種材については合法性確認結果のみを伝達いただきます。
65	複雑な伝達	法の対象物品と対象外物品の両方を製造等している事業者が木材等を譲り渡す場合、情報伝達の義務はどのようになるのか。	法対象物品の製造等を行う事業者のみが木材関連事業者に該当するため、情報伝達の義務は対象物品を製造する部門への木材等の譲渡し時のみ発生します。 なお、譲渡しの際に毎回譲渡し先の木材等の用途を確認することはコストがかかる上に、商習慣としても存在しないと考えられます。したがって、木材関連事業者以外への譲渡しにおいても情報伝達の努力義務が規定されていることを鑑み、この場合第1種事業者においては譲渡し先の事業内容に関わらず情報伝達を行うことで確実に義務を履行することが望ましいと考えられます。
66	FIT/FIP事業者、建築事業者	FIT/FIP事業者や建築事業者等も木材関連事業者とものことだが、売電先や施主等に情報伝達する必要があるのか。	売電先や施主等に譲り渡す電気や建築物は木材等に該当しないため、情報伝達は必要ありません。 ただし、FIT/FIP事業者や建築事業者は木材関連事業者に該当するので、第1種事業者であれば合法性の確認、記録の作成・保存は義務、第2種事業者であれば情報の受取、記録の作成・保存は努力義務となります（登録事業者であれば努力義務にも対応いただく必要があります。）。
67	義務が生じない場合	第1種事業者が木材や木材製品を譲り渡す際は、常に情報伝達の義務が発生するのか。	譲り渡す物品がクリーンウッド法の対象物品であり、かつ木材関連事業者に譲り渡す場合に義務が発生します。なお、対象物品を譲り渡す場合にあっては、木材関連事業者以外の事業者（消費者と同様に購入するだけの事業者、クリーンウッド法対象外物品を製造する事業者など）や消費者に譲り渡す場合の情報伝達は努力義務となります。また、海外の事業者は木材関連事業者にあたりませんので、木材等を輸出する場合も、情報伝達の義務は発生しませんが、努力義務の対象となります。
9 定期報告			

No	分類	質問	回答
68	一定規模の基準	第1種事業者が行う定期報告の対象となる「一定規模以上」の基準は。	定期報告の対象となるのは、第1種事業として譲り受けた区分①～③ごとの量が基準以上の事業者です。 区分1：国産材（丸太）の総量 3万m ³ 区分2：輸入した「木材」を丸太換算した総量 3万m ³ 区分3：輸入した家具・紙等の物品（「木材」以外）の総量 1.5万トン ※使用する丸太換算係数は任意 ※輸出された国産材（もしくは「伐採国が日本の木材等」）を輸入した場合は、区分1ではなく区分2に該当します ※家具等は「主たる部材」以外の部材も含めた重量です。ただし、部材ごとに輸入する場合は、「主たる部材」のみの重量です。
69	一定規模の基準	一定規模以上を超えたかどうかは国から通知されるのか。	自社の取扱量が基準を超えたかどうかはそれぞれの事業者でご判断いただきます。国から該当事業者への通知等は行いません。
70	報告等の単位	一定規模以上の考え方や報告は法人単位で行うのか、それとも事業所単位で行うのか。	法人単位です。
71	方法	一定規模以上の第1種事業者が行う定期報告は具体的に何を誰に報告するのか。	1. 報告内容 ① 第1種事業者として譲り受けた木材等の総量 ② ①のうち合法性確認木材等の数量 2. 対象期間・報告方法・報告期限 (1) 対象期間：前年度の4月～3月（基準の対象、報告の対象いずれも） (2) 報告方法：メール、書面、システム (3) 報告期限：毎年6月末日 (4) 報告先： ① 木材（国産、輸入を問わない）のみ扱った場合 農林水産大臣 ② 輸入の家具・紙等のみ扱った場合 経済産業大臣 ③ ①、②の両方を扱った場合 農林水産大臣及び経済産業大臣 ※1回の報告は、令和7年度実績を令和8年6月末日までに行っていたことになります。
72	方法	具体的な報告内容や様式が知りたい。	基準の区分毎に以下（1）（2）について報告いただきます。 (1) 譲受け等をした木材等の総量：譲受け等をした木材等の総量を下記の種類別に報告 ① 【区分1、区分2】木材の単位：任意 木材の種類：「素材」「板材、角材等」「単板、合板等」「集成材等」「OSB」「ペレット等」「チップ等」 ② 【区分3】家具・紙等の単位：トン（任意の換算係数で単位を統一） 家具・紙等の種類：「家具」「木材パルプ、紙」「建材」「建具」「中間製品・その他」 ※ 自家消費や第2種として譲り受けた木材等は報告不要（合法性確認義務に係る木材等のみ報告） ※ 複数の区分に係る事業を行っている場合、区分をまたいでの合算は不要 ※ 自ら所有する/所有者から委託を受け伐採した樹木の加工を行う事業者においては、伐採量ではなく加工部門で引き受けた数量 (2) (1)のうち合法性確認木材等の数量 ① (1)で用いた単位と揃えること ② 合法性確認を行った木材等の数量ではなく、合法性が確認できた木材等の数量 様式は林野庁クリーンウッド・ナビに掲載予定ですが、任意の様式に上記事項を整理いただいても構いません。
73	方法	家具について「主たる部材」のみが報告対象となるのか。	家具は「主たる部材」と「部品」で構成されており、「主たる部材」も「部品」も木材を使用している場合でも、主たる部材のみが合法性確認の対象となります。従って定期報告における「合法性確認木材等の数量」については主たる部材のみをカウントして計上して記載してください。 一方、定期報告における「第1種事業者として譲り受けた木材等の総量」については、家具においては、「主たる部材」以外の重量も含まれます。（ただし、部材ごとに輸入する場合は「主たる部材」のみの重量です。） なお、主たる部材のみを切り離してカウントできない事業者の場合、その場合に限り、家具等全体の重量でカウントしても差し支えありません。 その場合、合法性確認木材等ではない木材等が部材として入っている場合、その家具は「合法性確認木材等ではない」扱いとします。
10 罰則等			

No	分類	質問	回答
74	対象	どのような場合に罰則の対象となるのか。	第1種事業者が義務として行う原材料情報の収集・整理、記録の作成・保存、情報の伝達、また素材生産販売事業者が行う原材料情報に関する情報の提供に関する義務の履行に関し疑義がある場合などに、まずは主務大臣による指導・助言、次に勧告、勧告に従わない場合は事業者名の公表、さらに必要な場合に命令の手順が踏まれ、それでも改善が見られない場合に罰則（百万円以下の罰金）が課される可能性があります。 また、木材関連事業者の合法性の確認等の実施状況や合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置の実施状況に関し、主務大臣が命じる報告徴収や立入検査の対象になることもあります。
75	対象	取引先の協力を得られない等により、原材料情報の収集ができない場合、指導・助言等の対象となるのか。	原材料情報を収集する行為が義務履行であり、収集結果を問うものではありません。収集できなかった場合は、収集を試みたが収集できなかったことが適切に記録されていれば、指導・助言等の対象とはなりません。 なお、素材生産販売事業者に原材料情報の提供を要求しなくても収集できた場合や、科学的手法により樹種を明らかにするなど木材関連事業者が自ら原材料情報を入力する場合も義務履行とみなします。
11 第1種・第2種の努力義務			
76	体制の整備	「合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者の設置」とあるが、責任者はどのような責任を負うのか。	責任者は部門、事務所、工場又は事業場において、合法性の確認、書類の譲渡し、記録の管理及び分別管理を適切に実施することの責任を負います。
77	違法伐採に係る木材等を利用しないための措置	譲受け等の相手方から違法伐採に係る木材等に該当する木材等の譲受け等をしたと認められるときは、当該譲受け等の相手方の見直しその他の必要な措置を講ずることの「その他必要な措置」にはどのようなものがあるか。	相手方の見直しのほか、取引相手に対し違法伐採に係る木材等に該当する木材等の譲渡しをしたかの真偽の確認、今後の取引における改善策の検討状況の聞き取り、当該木材等を譲り受けた状況や理由の整理及び再発防止措置の検討、当該木材等の原材料の変更の申入れ等の当該木材等の取引相手に対する是正措置の検討等を想定しております。
78	情報伝達	情報伝達の際、法に基づく登録事業者であることや、合法性GLに基づく認定番号等も提供する必要があるのか。【再掲】	努力義務ですが、法第13条第1項第6号の「合法伐採木材等の利用を確保するために必要な事項」として「木材関連事業者の登録又はその他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する登録、認証若しくは認定を受けている木材関連事業者は、法第十三条第一項第六号の主務省令で定める事項として、木材等について譲渡しをするときは、当該木材関連事業者が受けている登録、認証又は認定に関する情報を、当該譲渡しの相手方に対し提供することとする。」となっておりますので、提供いただくことが望ましいです。なおクリーンウッド法の登録木材関連事業者の登録要件に「登録情報の提供」がありますので、登録木材関連事業者は登録情報を伝達いただく必要があります。
79	情報伝達	「その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定」には、どのようなものがあるのか。【再掲】	森林認証、森林・林業・木材産業関係団体の認定、あるいは、都道府県等による森林、木材等の認証で伐採の合法性確認等を行うものなどがあります。
12 第2種の努力義務			
80	合法性確認結果の提供依頼	第2種事業者は合法性確認を行わないのか。取引先から合法性確認結果に係る情報の伝達がなかった場合はどうすればよいのか。	改正クリーンウッド法において、合法性の確認を行うのは第1種事業者のみです。第2種事業者は、自ら合法性の確認を行うことはせず、第1種からの確認結果の伝達を受けて、その結果をそのまま次の事業者に伝達することとなります。 なお供給元から合法性確認結果の情報伝達がなかった場合に、サプライチェーンを遡って合法性確認結果情報の提供を依頼できます。この場合も、あくまで第1種事業者が行った確認結果の提供を求めるもので、第2種事業者自ら合法性確認を行うものではありません。その上で情報提供がなかった場合は、伝達すべき情報がないため行わないこととなります。

No	分類	質問	回答
81	合法性確認結果の提供依頼	判断基準省令第3条第2項の「川上事業者への情報提供依頼」を行ってもなお、合法性確認木材等であるか否かの情報が入手できなかった場合、法第13条第1項第4号の情報の保存や、同項第5号の情報伝達はどのように行えばよいか。	第2種事業者が合法性確認木材等であるか否かの情報を入手できなかった場合は、保存すべき情報がないため、法第13条第1項第4号の情報の保存の対象とはなりません。また、同項第5号の情報伝達についても同様に、当該情報を入手できなかった場合は、伝達すべき情報がないため行わないこととなります。情報が入手できない場合、「合法性確認木材等でない」として情報伝達することも適切ではありません。また、情報が入手できていない中で川下の事業者から情報提供依頼を受けた場合には、「当該情報を入手できなかった」と伝えてください。 他方、判断基準省令第3条第2項の情報提供依頼を行ってもなお情報が得られなかったという記録を保存しておくことは、将来の取引相手の選定において、合法性確認木材等を取り扱う信頼性が高いと考えられる相手方を選定するために有効と考えられます。
82	情報伝達	第2種事業者から第2種事業者への情報伝達は何を伝えるのか。	第2種事業者は、受け取った合法性確認木材等であるか否かの情報（合法性確認木材等です／合法性確認木材等ではありません）を次の第2種事業者へ伝えます（努力義務）。この場合、原材料情報の記録に関する情報の伝達は不要です。情報伝達の方法や様式についてはQ59、60をご確認ください。
13 木材関連事業者の登録			
83	登録	クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録は義務か。	登録は任意です。
84	登録	改正前のクリーンウッド法の下で登録を受けていた登録木材関連事業者の登録は無効になるのか。	改正前に登録を受けた登録事業者は、更新までの間であれば、改正前後の登録要件で重複している事項（具体的には、体制の整備、登録等の情報提供のみ）を実施すれば、登録は取り消されません。
85	登録	改正後のクリーンウッド法における登録要件は何か。	法第13条第1項の判断の基準となるべき事項を踏まえ、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を確実に講ずることが要件となります。具体的には、①体制の整備（責任者の設置、取組方針の作成）、②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置（取引相手の選定、合法性確認結果のリクエスト）、③違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置（取引相手の見直し等）、④義務以外の情報の保存、⑤義務以外の情報伝達、⑥登録や認証情報等の提供、となります。
86	登録	登録申請に当たっては、どのような書類が必要となるのか。	木材関連事業者は、登録実施機関に対して、登録の申請に当たり、以下の書類を提出する必要があります。 ①申請書（名称・住所、登録を受けようとする事業の範囲を記載） ②添付書類（判断基準省令第1条第2項に定める取組方針） ③その他の書類（住民票の写し、定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員の名簿、本法により刑罰を受けたあるいは登録を取り消されてから一年を経過していない者であることの自己申告書） なお、登録申請の具体的な方法については登録実施機関にお問い合わせください。 登録実施機関一覧はクリーンウッド・ナビに掲載しております。
87	登録	登録にはどのくらいの期間がかかるのか。	登録事務は登録実施機関が行っており、申請書等の提出から登録完了まで概ね2週間から1カ月程度ですが、申請状況等により変わりますので、詳細については登録実施機関にお問い合わせください。
88	登録	連結子会社を含めたグループ企業、業界団体において、一括で登録できるのか。	登録実施機関が委任申請を受けることは可能です。ただし、申請を委任しているだけであって、申請者はあくまで個別事業者となります。 委任申請としては、小規模な事業者の登録を促進するため、業界団体等が委任を受けて申請することや、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」により業界団体が行ってきたことを活用するため、そのような業界団体が委任を受けて申請すること、連結子会社を含めたグループ企業において、親会社等が委任を受けてグループ内の企業の申請を行うことを想定しているものです。 なお、詳細は、登録実施機関に確認する必要があります。
89	登録	登録実施機関によって、登録対象に違いがあるのか。	登録実施機関は、登録実施事務の対象を明らかにすることになっており、登録実施機関の判断により、登録実施事務の範囲が限定されることがあります。

No	分類	質問	回答
90	登録	登録を行う際に部門や事業所等を限定できるのか。また、建築又は建設をする事業の場合、工事現場単位での登録は可能か。	第1種事業者については、第1種事業を行う部門、事業所、工場又は事業場の全てを対象として登録することが必要です。ただし、第2種事業者については、部門、事業所、工場又は事業場ごとに登録することが可能です。また、第2種事業者のうち建築・建設事業を行う事業者においては、工事現場単位の登録を可能としています。工事が終了した場合には、登録の取消しを行う必要があります。
91	登録	プロジェクト単位での登録は可能か。	建築・建設事業を行う事業者においては、プロジェクト単位の登録を可能としています。プロジェクトが終了した場合には、登録の取消しを行う必要があります。
92	登録	第1種事業と第2種事業の双方の事業を行っている場合には双方に登録する必要があるか。また、第1種事業及び第2種事業の両方を登録する場合、一つの申請書で申請することは可能か。	第1種事業と第2種事業の双方を行っている場合においては、第1種事業及び第2種事業の双方、またはどちらか一方のみ登録いただくことが可能です。その場合の申請については、1つの申請書で対応できますが、詳細は、登録実施機関にお問い合わせください。
93	登録	改正前のクリーンウッド法では、輸入事業者の中で、①木材等を輸入する事業と②当該木材等を国内で販売する事業を行っている場合は、①が第1種事業、②が第2種事業とされていたが、改正後も同様か。登録はどのようになるのか。	改正後は輸入事業によって譲り受けた木材等を譲り渡すまでを第1種事業と整理します(※)。したがって、同一木材関連事業者の中での部門間の木材等の譲渡しという概念は存在せず、①及び②を合わせて第1種事業となります。これに伴い、従来は当該事業者が登録木材関連事業者の登録を受ける場合、輸入(第1種部門)と販売(第2種部門)のそれぞれの部門について登録が必要と整理していましたが、今後は、輸入・販売を合わせて第1種登録のみで足りると整理することとなります。なお、合板工場が自ら輸入を行う場合など、1つの事業体が輸入、加工、販売を行う場合においても、これらの全ての事業が第1種事業となります。 ※ 輸入のみを行い、他の事業者に譲り渡さない場合は自家消費扱いとなります。ただし、販売部門が国内の他社から木材等を調達して販売している場合、当該事業は第2種事業にあたるため、当該事業の登録を受ける際は第2種の登録が必要となります。
94	登録	改正後は、輸入事業によって譲り受けた木材等を譲り渡すまでを第1種事業と整理することだが、改正前に輸入部門を第1種、販売部門を第2種として登録を受けていた場合は、改めて登録を受ける必要があるのか。	輸入事業者については、改正後は第1種登録のみとなる一方、改正前に登録を受けている場合は、次の登録更新までは現在の登録(輸入部分は第1種、販売部分は第2種)を維持することができます。この経過措置期間中の年度報告における報告は、第1種事業にかかる報告のみでよいこととします(第2種事業の報告は不要)
95	登録	登録料はいくらになるのか。	登録料や更新料等は、登録実施機関が定めることとなっているので、登録実施機関に確認してください。
96	登録	登録申請書には合法性の確認等を行った実績を記載するのか。今後の取組を記載するのか。後者の場合、想定していた取組が仮に行えなかった場合登録は取り消されるのか。	登録申請書には、合法性の確認等を行った実績を考慮しつつ、今後の合法性の確認等の取組を記載します。想定していた取組が行えなかったとしても直ちに登録を取り消すことはありませんが、登録実施機関からそのような状況になったことや今後の取組方針の報告を求められる可能性があります。
97	登録	登録が取り消された後、欠格期間を経て、再度登録する場合には、登録免許税や登録料を再度支払うのか。	登録が取り消された後、欠格期間を経て、再度登録する場合には、新規の登録と考えられ、登録免許税や登録料は再度必要になります。
98	登録の取消	登録木材関連事業者は違法な木材等を取り扱った場合に登録の取消となるのか。	合法性の確認を行ったにもかかわらず、結果的に違法な木材等を取り扱ったとしても、これをもって登録を取り消すことはありませんが、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施しているかについて疑義が生じた場合には、登録の取消しに至る場合があります。
99	年度報告	登録木材関連事業者が登録実施機関から求められる年度報告とはどのようなものか。	年度報告は、4月1日から翌3月31日までの、①木材等の取扱量(入荷量)及び合法性確認数量の実績、②合法伐採木材等の利用を確保する措置の実施状況等について報告を求めています。なお、登録を受けた日が属する年度については、当該登録を受けた日からその年度末(3月31日)までの実績について報告を求めます。
100	その他	不適切な名称の使用とは何か。	登録を受けていないにもかかわらず、登録木材関連事業者の名称を使用すること、登録を受けていない事業内容に係る取引において登録木材関連事業者の名称を使用すること等です。

No	分類	質問	回答
101	その他	登録木材関連事業者は合法性確認木材等しか取り扱えないのか。	登録木材関連事業者であっても、合法性確認木材等でない木材等を取り扱うことは可能です。
14 施行日期日			
102	-	改正法が施行される令和7年4月前に譲り受けた木材等や長期在庫の取扱はどうなるか。	<p>改正法の施行の前に第1種事業者が譲り受けた木材等は、合法性の確認等の義務の対象となりません。</p> <p>そのため、</p> <p>①改正法第8条の情報がない木材等として譲り渡す</p> <p>②改正法第6条の規定に則って合法性の確認を行い、その結果を伝達するのいずれかの対応を行うこととなります。</p> <p>なお、上記②において、改正前に、原材料情報を収集できている場合は、当該収集済みの情報を用いて改正法に沿った合法性の確認を行って差し支えありません（改めて原材料情報を収集し直す必要はありません。）。</p> <p>また、改正法の施行の前に第2種事業者が譲り受けた木材等についても、情報伝達などの改正法の努力義務の対象とはなりません。</p>